

教育職員検定願の出願について

教育職員の実務経験があり、単位を軽減して免許状を取得する場合や他の教科の免許状を取得する場合等の手続きです。下記の書類を取りそろえ、出願してください。

なお、免許状は原則として出願を受理した月の翌月の1日付けで授与し、上旬に発送しております。ただし、提出書類に不備があった場合は、この限りではありません。

記

①教育職員検定願（様式第5号）

- ・複数の免許状を出願する場合は、それぞれについて出願が必要です。
- ・「1 免許状の種類」（〇〇教諭〇〇免許状）は必ず記載してください。「2 教科」又は「3 特別支援教育領域」は該当する場合に記載してください。
- ・授与する免許状に記載する氏名（本名）について、旧姓・通称名の併記（正式な呼称に加えて、旧姓・通称名を続けて記載（（例）山形 花子 （旧姓）宮城））を希望する場合は、事前にご相談ください。また、検定願にもその旨を明記してください。
- ・内容に不備があった場合等に電話しますので、日中連絡が取れる電話番号を記載してください。

②山形県収入証紙 5,000円

- ・①の書類の貼付欄に貼付してください。消印しないでください（無効になります）。

③履歴書（様式第2号）

- ・複数の免許状を出願する場合は、一部を写しの提出としていただいて結構です。
- ・「3 現に有する教員免許状」、「5 職業の履歴」等が枠内で記載しきれない場合は、別紙で記載していただいて結構です。

④実務に関する証明書（様式第3号）

- ・良好な成績で勤務した年月数（休暇期間等を除算した勤務期間の実年月数）の記載漏れが散見されますので必ず記載してください。
- ・中学校又は高等学校教諭免許状の他の教科の免許状を取得する場合（免許法別表第四による取得）は、当該証明書の提出は不要です。

⑤人物に関する証明書（様式第6号）

⑥身体に関する証明書（様式第10号）

- ・県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する職員で、所属長及び所轄教育事務所長（市町村立学校の場合）を経由して出願する場合は、提出を省略できます。

⑦最終学校の卒業（修了）証明書（「卒業証書」の写しは不可）

- ・教員免許状を所持し（期限切れ失効済みの場合を含む）、卒業学校の記載がある場合は、提出を省略できます（免許状には最終学校を記載します）。
- ・最終卒業学校が高等学校の卒業を必要としない各種専門学校等の場合は、高等学校の卒業証明書を提出してください。

⑧学力に関する証明書（教員免許状出願用のもの。優良可等の評価が記載された成績証明書は不可）

- ・複数大学で必要単位を修得した場合は、それぞれの大学等の証明書が必要です。

⑨免許状・免許証の写し（他に教員免許状、栄養士免許証等を取得している場合のみ）

- ・裏面に記載がある免許状の場合は、両面の写しを提出してください。
- ・栄養士、保育士等の基礎資格を必要とする場合、免許証等の写しの余白に所属長等の原本証明が必要です（教員免許状については、原本証明は不要です）。
- ・現に学校等に勤務していない場合は、本人が「原本と相違ない旨」の申立てを行ってください。

(記載例) この写しは、原本と相違ありません。 年 月 日 氏 名 ㊤

- ・ 特別支援学校教諭免許状に新たな領域を追加する場合は、当該免許状の原本を提出してください。なお、新たな領域を追加する場合の出願先は、特別支援学校教諭免許状を授与した都道府県教育委員会となります。

⑩戸籍抄本（原本）

- ・ 県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する職員で、教員免許状を有し、その写しを添えて所属長及び所轄教育事務所長（市町村立学校の場合）を経由して出願する場合は、提出を省略できます。ただし、⑦、⑧、⑨、⑬の書類と現在の本籍地（都道府県）又は姓名が異なる場合は、提出が必要です。
- ・ 戸籍抄本の提出に関して、教員免許状の更新時に交付された証明書により、本籍地・氏名の変更の確認ができる場合（旧本籍地・旧姓で免許状を取得し、現在の本籍地・氏名で免許状を更新し証明を受けた場合）は、更新時に交付された証明書の写しの提出に代えることができます。
※免許更新制は令和4年7月1日付けで廃止されました。

⑪返信用封筒

- ・ 角2封筒（A4判が折らずに入る大きさ）に住所・氏名を明記し、120円切手を貼付してください。複数の免許状を出願する場合は、140円切手を貼付してください。
- ・ 折曲厳禁として発送いたしますが、郵便事情により免許状に折り目等つく場合があります。気になる方は、A4サイズのクリアファイル・厚紙を同封してください。その際は、140円切手を貼ってください。
- ・ 県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する職員で、所属長及び所轄教育事務所長（市町村立学校の場合）を経由して出願する場合は、提出を省略できます。

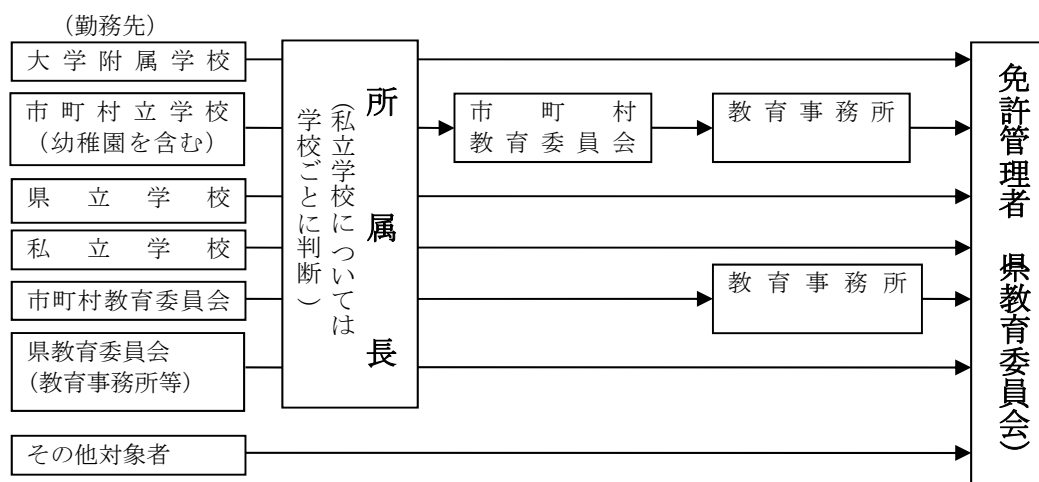
⑫複数免許状を出願する場合、①、②、③、⑧についてはそれぞれについて必要ですが、これら以外の書類は1部で結構です。

⑬その他（該当者のみ）

○特別非常勤講師の辞令書の写し（学校栄養職員が栄養教諭免許状を出願する場合）

- ・ 栄養教育実習の単位を修得していない場合、写しに原本証明のうえ提出してください。

<出願の流れ>



教育職員検定願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地

現 住 所

(電話番号)

ふ り が な
氏 名

年 月 日生 (男・女)

私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を関係書類を添えて出願します。

記

- 1 免 許 状 の 種 類
- 2 教 科
- 3 特別支援教育領域

- 注意
- 1 免許状の種類項には、免許法第 4 条第 2 項若しくは第 4 項又は免許法施行規則第 63 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する免許状の種類を記入すること。
 - 2 教科項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科（教科の領域の一部に係る事項を含む。）を記入すること。
 - 3 特別支援教育領域項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第 2 条第 4 項に規定する特別支援教育領域を記入すること。
 - 4 教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第 5 条第 1 項抜粋

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- (5) 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

[illegible]

実務に関する証明書

出願者の職及び氏名

年 月 日生

受けようとする 免許状の種類			教 科		
基礎資格又は 基礎免許状			取得年月日	年 月 日	
勤務の場所 (勤務校名)	職 名	良好な成績で 勤務した期間	職務内容	長期休暇、休職等により 職務に従事しなかった期間	
				理 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
		年 月 日から 年 月 日まで			
良好な成績で勤務した年月数		年 月 (休暇期間等を除算した勤務期間の実年月数)			
実 務 の 評 価	所 属 長 の 所 見				

上記のとおりであることを証明する。

年 月 日 所 属 長 印

年 月 日 実務証明責任者

- 注意
- 「職務内容」の欄には、担当教科、担当業務等を記入すること。また、非常勤又は兼務の場合は、その旨を記入すること。なお、勤務の場所が特別支援学校の場合には、小学部、中学部等部科及び担当教育領域の別も記入すること。
 - 「所属長の所見」の欄には、教育計画、教材研究、学習指導、生活指導、児童生徒及び同僚からの信頼、分掌事務処理、実行力、勤務成績等について、具体的に記入すること。
 - この証明書は、所属長及び実務証明責任者において厳封すること。

人物に関する証明書

出願者の職及び氏名

年 月 日生

事 項	番号	該 当 事 項	番号	該 当 事 項	番号	該 当 事 項
創造性	A	多くの意見や考え、 行為が独創的で新 鮮味がある。	B	かなり創意を示す。	C	前例や模範がない と何事もできない。
組織力	A	非常によく物事を 組織し、常に仕事 が円滑に運ぶ。	B	おおむね円滑に運 ぶ。	C	混乱することが多 い。
明朗性	A	常に楽しそうであ る。他人をも愉快 にする。	B	希望にみちている。 ちょっとしたこと でがっかりしても すぐ元気になる。	C	たいてい不機嫌で 元気が良くない。 悲観的である。
独立性及び 自信	A	常に確信をもって 自若として事を処 理する。	B	相当確信を有する が、時々あわてる。	C	ちゅうちょする。 臆病である。
調和性	A	常に適当な調和を 保持する。批判的 にすぎずまた敏感 すぎもしない。	B	かなり調和を保っ ている。	C	融通性がない。
趣 味	A	趣味が健全で深い。	B	趣味が健全である。	C	趣味が健全でない か、趣味をほとん どもたない。
社会問題に 対する関心 の度合	A	積極的に研究批判 し、敏活に行動す る。	B	相当関心をもっ ているが、批判・行 動ともに消極的で ある。	C	全然関心がない。
指導研究力	A	常によく研究し、 十分な指導性をも っている。	B	相当研究をし、指 導性もかなりある。	C	ほとんど研究意欲 がなく、その日暮ら しである。
職業上の訓練	A	彼の地位に対して 充分訓練されてい る。	B	相当訓練されてい る。熱心に修養を つづけている。	C	ほとんど訓練され ていない。また向 上の意志もない。
部下又は同僚 に対する態度	A	部下又は同僚は、 彼を信頼し、有力 な指導者又は協力 者として尊敬する。	B	部下又は同僚は、彼 の指導又は協力を 受け入れる。しか し熱心には受け入 れない。	C	部下又は同僚は、 彼を恐れ又は嫌う。
その他人物 検定に参考 となる事項						

上記のとおりであることを証明する。

年 月 日

所属長



- 注意 1 「事項」の欄に掲げる事項のそれぞれにつき、該当番号のいずれかを㊤のように○で囲むこと。
- 2 所属長とは、出身学校長又は在職した最終の職場の現在の長とする。
- 3 この証明書は、発行者において厳封すること。

様式第10号

身体に関する証明書			
氏 名		年 月 日生	男 ・ 女
本 籍 地			
現 住 所			
身 長	cm	聴 力	
体 重	kg	耳 疾	
胸 囲	cm	呼 吸 器	
背 柱		循 環 器	
視 力	裸 眼 右 左	運 動 機 能	
	矯 正 右 左	皮 膚	
色 神		精 神 機 能	
眼 疾		言 語	
既往症			
その他の病気及び異常			
上記のとおり証明します。 年 月 日 住 所 医 師			

注意 この証明書は、願書提出前3月以内のものとする。